

東広島市立図書館資料複写要綱

平成16年1月20日

改定 平成27年11月6日

1 趣旨

この要綱は、著作権法第31条及び東広島市立図書館設置及び管理条例第13条並びに東広島市立図書館管理運営規則第7節の規定に基づき、東広島市立図書館における複写サービスの取り扱いに必要な事項を定める。

2 複写の手続き

資料の複写を受けようとする者は、複写申込書（別記様式1）を提出しなければならない。

3 複写の対象と要件

- (1) 複写の対象は、東広島市立図書館所蔵の資料とする。相互貸借で借り受けた資料については、貸出館の指示に従う。
- (2) 複写の目的は、非営利であり、調査・研究のためでなければならない。
- (3) 複写は1人につき、1複写部分1枚とする。
- (4) 複写は資料の一部（半分以下）とする。
- (5) 著作権法を順守する。
- (6) 複写するための機器は、図書館に備えられた機器を用いるものとする。
- (7) それぞれの資料の複写可能範囲については、別表のとおりとする。

4 複写できない資料

- (1) 寄託資料のうち、寄託に関する契約に複写禁止の定めがあるもの
- (2) 人権またはプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (3) 複写により損傷を生ずるおそれのあるもの
- (4) 技術的に複写が困難なもの、または複写の処理能力を超えるもの
- (5) 視聴覚資料
- (6) 相互貸借借受資料のうち、貸出館から複写制限の指示があるもの
- (7) その他館長が複写することを不相当と認めるもの

5 複写料金

複写サイズは、日本工業規格A列3番以下とする。

東広島市が定める複写に関わる手数料に準じた金額とし、規則に定める金額を超えて徴収することはできないものとする。

郵送の際の送料は、申込者が負担するものとする。

市の公共事務等に特に必要と認めた場合において、その料金を減免することができる。

減免を申請する者は、図書館資料複写減免申請書（別紙様式第2号）を教育委員会の

承認を得たうえで館長に提出するものとする。

6 複写サービスの実施時間

原則、開館時から閉館30分前までとする。

開館時間内に複写を完了することが困難な場合は、翌開館日以降に実施するものとする。

7 複写資料の使用責任

複写する資料の著作権に関する一切の責任は、複写申込者が負うものとする。

8 委任

この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、館長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成16年1月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年11月6日から施行する。

別記様式第1号

複写申込書

(別記様式第1号)

東広島市立()図書館長 様

研究・調査のため、次の複写の申し込みをします。

※太わくの中だけ、「ボールペン」「万年筆」などの消えないインクで記入してください。

申 込 日		平成 年 月 日					
図書館利用カード番号							
図書館利用カードをお持ちでない場合にご記入ください。	ふりがな						
	名 前						
	電話番号						
複写する資料	白黒・カラーの別 どちらか1つに ○をつけてください。	複写箇所		枚数			
				白黒	カラー		
	白黒・カラー	ページ～	ページ				
	白黒・カラー	ページ～	ページ				
	白黒・カラー	ページ～	ページ				
	白黒・カラー	ページ～	ページ				
	白黒・カラー	ページ～	ページ				
	白黒・カラー	ページ～	ページ				
	白黒・カラー	ページ～	ページ				
注意事項 ※著作権法や、図書館の規定などにより、複写できない資料もあります。 ※複写をしようとする資料の著作権に関する一切の責任は、複写を行う利用者が負うものとします。 ※図書館の資料のみ、複写できます。 ※著作権法により、同一部分については、1部しか複写できません。				小	枚	枚	枚
				計	金額	円	円
担当 <input style="width: 50px;" type="text"/>				合計 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円			

別記様式第2号

図書館資料複写料金減免申請書

別記様式第2号

平成 年 月 日

東広島市教育委員会 様

申請者 住所
名前
電話番号

次のとおり図書館資料複写料金の減免を申請します。

複写目的 (調査研究の具体的目的)						
減免を必要とする理由						
複写する資料	白黒・カラー (どちらか1つを 印してください)	複写箇所		白黒 枚数	カラー 枚数	金額
	白黒・カラー	ページ～	ページ	枚	枚	円
	白黒・カラー	ページ～	ページ	枚	枚	円
	白黒・カラー	ページ～	ページ	枚	枚	円
	白黒・カラー	ページ～	ページ	枚	枚	円
	白黒・カラー	ページ～	ページ	枚	枚	円
	白黒・カラー	ページ～	ページ	枚	枚	円
	白黒・カラー	ページ～	ページ	枚	枚	円
合計複写料金				A		円

図書館資料複写料金減免決定書

平成 年 月 日

様

東広島市教育委員会 印

上記申請の図書館資料複写料金の減免については、(承認 ・ 不承認) します。

減免の理由又は減免できない理由		
減免する金額	B	円
決定複写料金(納付額)	A-B	円

複写可能範囲

資料区分		複写範囲
図書	単行本	1冊の半分以下
	多巻本	各巻の半分以下
	短編集、論文集	各短編、各論文の半分以下
	楽譜集、歌集	1曲の半分以下
	写真集、絵画・書の作品集、絵本、漫画	作品の複写不可 テキストやカット集は1冊の半分以下
	事典・図鑑の1項目、短歌1首、俳句1句	それぞれの半分以下 (ただし、紙面の部分マスキングはしない)
	研究紀要(逐次刊行物)	雑誌に準じる
地図	地図帳、道路地図	1葉の半分以下 見開き1枚のものは、見開きの半分以下
	白地図	1枚の半分以下
	本文説明のために付随している地図	全部可 ただし、芸藩通史転用の地図は全部不可
	ゼンリン住宅地図	複写不可
電話帳		1冊の半分以下
雑誌	最新号	各記事、各責任表示の半分以下
	バックナンバー(次号が図書館に入っている雑誌または図書館に入ってから3か月以上経過している雑誌)	1冊の半分以下
新聞	最新号	各記事、各責任表示の半分以下
	バックナンバー(前日以前の新聞) 縮刷版、復刻版	1日の半分以下
行政資料	官報、市例規集 広く一般に無料配布している行政発行資料	全部可
	白書、年鑑	1冊の半分以下
	有料配布の行政発行資料	図書に準じる
地域資料	名簿記載資料	図書に準じるが、名簿部分は複写不可
	芸藩通史	複写不可
視聴覚	ジャケット	複写不可
	解説、歌詞	各解説、各歌詞の半分以下